

2025 年 9 月 19 日

各 位

会社名 株式会社ドラフト
代表者名 代表取締役 荒浪 昌彦
(コード番号 5070 東証グロース)
問合せ先 執行役員 吉野 竜大
(TEL 03-5412-1001)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 19 日開催の臨時取締役会において、2025 年 11 月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に関わる基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 10 月 6 日（月曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主とすることを決議し、以下のとおり、当該基準日に関する公告を行うことといたしました。

- (1) 基準日 2025 年 10 月 6 日（月曜日）
- (2) 公告日 2025 年 9 月 19 日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）
<https://ir.draft.co.jp/>

2. 臨時株主総会の開催予定日時及び付議議案について

当社が 2025 年 8 月 14 日に公表した「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、チンクエチェント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 8 月 15 日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、公開買付者が当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び当社の代表取締役である山下泰樹氏の資産管理会社である TDA 株式会社（以下「TDA」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は本公開買付けの成立後、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数

の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びTDAは、本臨時株主総会において上記議案に賛成する予定とのことです。

当社は、当該要請に基づき本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会の開催は行わず、上記の基準日についても利用しない予定です。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2018年7月23日付の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2020年8月1日から2028年7月22日まで）
- ② 2019年8月29日付の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2021年9月7日から2029年8月28日まで）
- ③ 2021年4月22日付の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2023年5月8日から2026年5月7日まで）

以 上